

コラム

「特定派遣から一般派遣への切り替え」

いよいよ、切り替えのタイムリミットの平成30年9月29日まであと数か月にまで迫ってきました。

引き続き、労働者派遣業を行うためには、継続や更新などの手続きではなく、新規で許可申請手続きを行わなければなりません。

派遣業の許可申請は申請から許可が出るまで最速でも4か月はかかります。

出来る限り早めに準備を始めてください。

切り替えのポイントは次の5つです。

- 1、派遣元責任者（講習の受講が必須）と職務代行者の確保
- 2、事務所の広さは20㎡以上
- 3、資産要件→決算のタイミングが重要です。
- 4、キャリア形成に資する教育訓練計画の作成
- 5、就業規則や雇用契約書などの労務管理書類の整備

資産要件が満たさない場合でもあきらめるのはまだ早いです。

下記のように②や③の基準もあります。

現在の資産要件（H30.9.29まで）

①から③の3種類あります。

① 下記②、③以外の一般の労働者派遣事業 基準資産額 2,000万円×事業所数
現金預金 1,500万円×事業所数

② 特定からの切り替え（派遣労働者10人以下）に限る 当分の間の措置 基準資産額 1,000万円 現金預金 800万円

③ 特定からの切り替え（派遣労働者5人以下）に限る 3年間の暫定措置 基準資産額 500万円 現金預金 400万円

ただし、3年後の更新手続きでは②も③の処置もないので①を満たさなければなりません。

それでも、どうなるかわからないのがビジネスではないでしょうか。

②や③を利用し、許可を取得して3年後に資産要件を満たす選択はアリだと思います。